

令和2年8月28日

御坊広域行政事務組合
管理者 三浦源吾様
議会議長 藪内美和子様

御坊広域行政事務組合

監査委員 中田邦城

監査委員 久留米啓史

令和2年度定期監査結果報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査を実施したので、同条第9項の規定により次のとおり報告する。

記

1 監査の対象

(1) 対象

御坊広域行政事務組合全部署

(2) 対象事務

令和元年度における財務に関する事務の執行及び組合の所管する経営に係る事業の管理状況

2 監査の実施日

令和2年8月28日（金）

3 監査の方法

本監査は、主に令和元年度の財務に関する事務の執行及び組合の所管する経営に係る事業の管理が関係法令及び組合の関係規則等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、組織及び運営の合理化に努めているどうかを主眼として実施した。また、各所管課よりあらかじめ監査に必要な資料の提出を求め、当該資料の検査を行い、必要に応じて関係帳票の検

査及び担当所管課長等から説明を求める等の方法により実施した。

4 監査結果

監査の結果、対象とした事務の執行及び事業の管理については、関係法令等に従い、おおむね適正及び合理的かつ効率的に処理されていると認められた。

今後とも事務の執行及び事業の管理に当たっては、関係法令等を遵守することはもちろんのこと、収入の大部分を構成市町分担金に依存していることを十分に認識の上、予算の合理的、効率的かつ適正な執行に努め、説明責任を全うできるような資料作成等を心掛けていただきたい。